退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について

1 対象事案

退職手当支給制限処分に対する審査請求

≪前提となる事実≫

審査請求人は、令和2年2月頃から、市内ドラックストアにおいて、店員に大声で暴言を発するなどの迷惑行為を繰り返していたほか、令和2年5月28日には、当該ドラックストア店長の左側頭部を平手で叩く暴行を働き、さらには、この暴行事件について懲戒処分の審査を行っている最中の令和2年8月5日、叔母である高齢女性に対し、複数回、殴る蹴るなどの暴行を加え、肋骨を骨折させる重傷を負わせたとして傷害容疑で逮捕されたもの。

≪審査請求の内容≫

上記事実があったことから、市長は、審査請求人に対し、令和2年8月7日付けで、地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒免職処分を行うとともに、同日付けで、青森市職員の退職手当に関する条例第19条第1項第1号の規定により、退職手当の全部を支給しないとする退職手当支給制限処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が、令和2年11月4日付けで本件処分に対し、これを不服として審査請求をしたもの。

(なお、審査請求人は懲戒免職処分について、青森県人事委員会に審査請求を行っており、令和3年 7月8日付けで棄却裁決とされている。)

○青森市職員の退職手当に関する条例

- 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 - (2) (略)
- $2 \sim 3$ (略)

2 審査請求人の主張及び処分庁の弁明(要旨)

≪審査請求人の主張≫

令和2年8月7日付け懲戒免職処分は改められるべきであり、懲戒免職処分が改められる以上、懲戒免職を前提とする同日付け本件処分についても改められるべきである。また、仮に懲戒免職処分に理由があったとしても、本件処分は、審査請求人の行為に比して重きに過ぎるので誤りである。

≪処分庁の弁明≫

審査請求人が行った行為は、社会通念上、公務員としてふさわしくない非行であることは明白であるとともに、市職員として、職全体の名誉を著しく汚す行為であり、情状は極めて重い。また、被害者や犯した行為への謝罪はなく、反省する様子も見受けられないことから、酌量すべき情状も何ら見当たらないものである。

このことから、審査請求人が行った非違の内容及び程度、経緯、当該非違後における言動、当該非 違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、 本件処分に至ったものである。

3 審理員による審理結果 (要旨)

≪審理員意見書≫

一般の退職手当等の支給を制限するか否かや、制限する額をいくらにするかの判断は、市長の裁量に委ねられているというべきであるから、社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものとして、本件処分が違法になるものと解されている。

審査請求人の行為は、重大な非違行為であることは明白であり、その動機や経緯に酌むべき事情があるとはいえず、また、本市職員に対する信用を損なう等、非違行為の態様や影響等に鑑みれば、処分庁の判断には相応の根拠があるというべきであり、これが社会通念上著しく妥当性を欠くものとは認められない。したがって、本件処分は、違法又は不当であるとは認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、 棄却されるべきである。

4 審査庁である市長の見解

審理員意見書のとおり、本件処分は違法又は不当であるとは認められないため、棄却すべきものと 考える。